平成２６年（フ）第３８号
千葉県旭市井戸野4001番地８
債務者　古原　嘉織
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１１号
大阪府大阪狭山市半田５丁目209番地の16
債務者　峯野美榮子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
大阪府松原市丹南３丁目３番22号
債務者　奥村　麻美
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
大阪府河内長野市中片添町９番９―203号
債務者　福井　隆行
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
堺市堺区霞ヶ丘町４丁２番２号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目10番２号
債務者　今井美代子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
高知市朝倉己785番地１　ローズハイツ101
債務者　金尾　成美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４３号
高知県南国市大埇甲1316番地１　メゾン・テルシャトーＥ―101
債務者　秀島　愛恵
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４８号
高知市朝倉甲222番地４　ユニオンハイツ２Ｆ203
債務者　畑山　睦恵
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５２号
高知市潮見台２丁目2205番地
債務者　西森　健一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５３号
高知市潮見台２丁目2205番地
債務者　西森　洋惠
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５２号
沖縄県那覇市松尾２丁目20番12号　サンシティ松尾205
債務者　我妻　　真
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２９号
茨城県古河市西町５番71号
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３３号
茨城県古河市東諸川909―１　高橋アパート101号室、住民票上の住所茨城県坂東市逆井1718番地35
債務者　稲毛田勇己
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３７号
茨城県下妻市前河原611番地14
債務者　九鬼　賢治
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２９号
群馬県太田市東金井町2265番地140　向南台パレスＡ―103、前住所群馬県太田市山之神町576番地６
債務者　朱通　慶子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４０７号
埼玉県本庄市万年寺３丁目14番２号
債務者　侭田　善巳
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５１号
埼玉県熊谷市銀座５丁目６番３号　日成マンション205号
債務者　丸岡　　寛
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部